

第3回下水道事業経営に関する研究会 議事録

1 日時：令和6年（2024年）3月22日（金） 13：00～15：00

2 場所：大津合同庁舎7階 7-A会議室

3 出席委員：（五十音順、敬称略）

宇野委員、齋藤委員、柴委員（座長）清水委員、勢一委員、只友委員

4 議題

（1）滋賀県琵琶湖流域下水道事業にかかる負担の考え方について

事務局より資料に基づき説明

5 結果概要

（1）全体的な意見の取りまとめ

今回県が示した雨水公費汚水私費、汚水は利用者負担の考え方を変えるのは難しい。

高度処理をどう考えるかがポイントであり、何のために環境基準以上に行っているのか、誰の責任で行っているのか整理ができれば、負担のあり方まで検討できる。

1・2次処理は公衆衛生で最低限必要な処理であるが、高度処理は積極的な処理であり、1・2次処理と負担のロジックが違ってもおかしくない。

高度処理は環境的に見て処理区ごとに違う意味合いはないか、生物多様性の面から見て違う負担のロジックは検討できないか。

（2）各委員の意見概要

○A委員

負担の大きい処理区だけ、環境的に見て高度処理の意味が違うことはないのか。全ての処理区が同じ意味で高度処理されているのであれば、その処理区だけ基準外繰出をする理屈はないように思う。

高度処理の繰出基準が定められているなかで、琵琶湖を理由に基準以上にする理屈はあるのか。

負担の大きい処理区で料金が高くなっているのは、転嫁すべきでない経費が含まれているのではないか。それを特定しないと、負担を減らす理屈にならないと思う。

○B委員

高度処理に関しては何のために環境基準以上しているのかを整理することで費用算出の単位についてもう一步検討できるのではないか。

今回示された滋賀県の考え方で大方よいと思うが、処理区毎に費用の算出をすると格差は出てくるものであり、割高となっている処理区の高度処理を見直せないか。

負担の大きい処理区は後進的に整備されたところで、国の高資本対策を活用できないのか。

高度処理は処理区ごとに費用の算出ができることから、処理区ごとに負担となっているが、県全体が便益を受けているとして、高度処理の費用をまとめることはできないか。

○C委員

高度処理は何のためにしているのか、誰の責任でしているのか整理をすれば、負担の根拠となる。

高度処理だけでなく、1・2次処理についても県全域の受益と考えることもできる。

雨水公費汚水私費、汚水は利用者負担になる。このロジックを変えるのは難しい。

高度処理の負担を配分する方法として、下水道法で排出の取引制度が残っているのであれば、その制度を活用するような形もできるかもしれない。

○D委員

高度処理をどう考えるのかはポイントになる。

1・2次処理は公衆衛生で最低限必要な処理であるが、高度処理は積極的な処理であり、1・2次処理と負担のロジックが違ってもおかしくない。

生物多様性の保全という面から考えれば市町に属する利益より広域的なものとなるため、高度処理の性能が高いところ、または高度処理の人口当たりの負担が大きいと

ころにバランスを取るような形で県が支援するなど、違うロジックは考えられないか。

○E委員

事業者としての流域下水道事業は、排水基準だけで考えると特に高度処理をする必要はおそらくないが、琵琶湖の環境基準まで考えると高度処理がいる。

琵琶湖の環境基準を目標値として排水基準を守る県の立場から考えれば、今の県の解釈が適していると思う。

今の流域下水道、公共用水域としての琵琶湖の保全を考えれば、今は少なくとも環境基準を中心にして考えていくしかないだろうと思う。